

平成29年 7月19日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

**株式報酬に関する提出書類の見直し等について
（「適時開示ガイドブック」の改訂）**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上場会社各社において近年導入が進んでいる現物株式を用いた株式報酬制度に関して、政府では平成29年度税制改正により株式報酬税制について全体として整合的な税制となるよう見直すとともに、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とするなど、上場会社が株式報酬を柔軟に活用できるようにするための環境整備が行われているところです。

こうした状況を踏まえ、当取引所においても、上場会社における株式報酬の柔軟な活用の一助となるよう、第三者割当による株式発行に係る募集の際に提出を求めている「譲渡報告に関する確約書の写し」及び「株式の譲渡に関する報告書」に関して、株式報酬として行われる株式発行の場合にはその提出を不要とするほか、信託を用いた株式報酬に関して株式を発行する場合の開示事項を見直すなどの対応を行うこととしました。

適時開示ガイドブックの具体的な改訂箇所に関しては、別紙をご参照ください。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【別紙資料】

- 別紙1 「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋・履歴付き）
- 別紙2 「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋・履歴なし）

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp